

# 平成26年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	内閣府																		
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）																				
要望項目名	三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置の創設																				
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>三世帯同居・近居に係る個人住民税、不動産取得税及び固定資産税制上の軽減措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p><b>【個人住民税】</b></p> <p>①住宅用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の要件を緩和する。（所有期間10年超→5年超）</p> <p>②特定の住宅用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の特例要件を緩和する。 （所有期間10年超かつ居住期間10年以上 → 所有期間5年超かつ居住期間5年以上）</p> <p>③住宅用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の要件（所有期間5年超）を緩和する。</p> <p>④特定住宅用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の要件（所有期間5年超）を緩和する。</p> <p>≪対象となる要件≫</p> <p>イ 対象者</p> <p>○納税者（住宅用不動産を譲渡又は買換えする者）が、納税者又はその配偶者の直系の尊属と常に同居若しくは近居する場合</p> <p>○納税者（住宅用不動産を譲渡又は買換えする者）が、納税者又はその配偶者の直系の卑属と常に同居若しくは近居する場合 （ただし、直径の卑属が扶養親族の場合は除く）</p> <p>ロ 近居の範囲：2つの住居が「同一市町村内」又は「直線距離で10km以内」とする</p> <p><b>【不動産取得税】</b></p> <p>二世帯住宅について、課税標準からの控除額を拡充する。 （120万円控除→130万円控除）</p> <p><b>【固定資産税】</b></p> <p>二世帯住宅について、新築住宅に係る減額特例の減額対象を拡充する。（床面積120㎡相当→200㎡相当）</p> <p>≪対象となる要件≫</p> <p>キッチンが2箇所ある住宅を減税の対象とする</p>																				
関係条文	地方税法第73条の14、地方税法附則第4条、第4条の2、第15条の6、第15条の7及び第34条の3																				
減収見込額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">個人住民税</td> <td style="width: 15%;">(初年度)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">▲79</td> <td style="width: 15%;">(平年度)</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">▲119</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">(単位：百万円)</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>(初年度)</td> <td style="text-align: right;">▲480</td> <td>(平年度)</td> <td style="text-align: right;">▲480</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>(初年度)</td> <td style="text-align: right;">▲1,081</td> <td>(平年度)</td> <td style="text-align: right;">▲1,032</td> <td></td> </tr> </table>			個人住民税	(初年度)	▲79	(平年度)	▲119	(単位：百万円)	不動産取得税	(初年度)	▲480	(平年度)	▲480		固定資産税	(初年度)	▲1,081	(平年度)	▲1,032	
個人住民税	(初年度)	▲79	(平年度)	▲119	(単位：百万円)																
不動産取得税	(初年度)	▲480	(平年度)	▲480																	
固定資産税	(初年度)	▲1,081	(平年度)	▲1,032																	
		ページ	4 - 1																		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的  三世代同居・近居を希望する者の家族形成等の実現を図るための環境整備</p> <p>(2) 施策の必要性  高齢者や勤労世代では、各人の希望する家族関係や住み慣れた地域とのつながりを実現するために、三世代同居・近居を希望する者が存在する。また、子育て世代の中にも、日常的に子どもが祖父母とふれあうことや、身近にいる祖父母に子育てに関する各種相談をしながら子育てをすることを希望する者も存在する。  一方で三世代同居や近居のために住宅の譲渡や買換え、また二世帯住宅の取得にあたり、税制上の特例を受けることができず、同居や近居の実現の支障になる場合もあることから、三世代同居・近居を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図ることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 共生社会実現のための施策の推進</p> <p>【施策】 子ども・子育て支援の総合的推進</p>
	政策の達成目標	<p>○高齢者の意識調査では、子どもや孫との付き合い方について、「ときどき会って、食事や会話をするのがよい」と回答した高齢者は46.8%（平成22年度）である。</p> <p>一方、近居の実態は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢夫婦（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみ）普通世帯と子ども世帯との同居・近居（15分未満）率は26.2%（平成20年）</li> <li>・65歳以上の単独世帯と子ども世帯との同居・近居（15分未満）率は20.6%（平成20年）に留まっている。</li> </ul> <p>以上から希望と実態にはギャップがあり、今回の要望により、希望の実現を促進していく。</p> <p>また、高齢者の意識調査では子どもや孫との付き合い方について、「いつも一緒に生活できるのがよい」と回答した高齢者は33.1%（平成22年度）であり、75歳以上では4割を超える回答である。</p> <p>65歳以上の者のいる世帯における子ども（既婚・未婚）との同居率は34.7%（平成22年）であり減少傾向であるが、今回の要望により各人の希望の実現を促進していく。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>個人住民税：平成26年4月1日～平成26年12月31日</p> <p>不動産取得税、固定資産税：平成26年4月1日～平成27年3月31日</p>
	同上の期間中の達成目標	<p>三世帯同居・近居に係る税制上の軽減措置を創設することにより、高齢者や勤労世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様についての各人の希望の実現を促進していく。</p>
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	所得税（住居用財産の買換え特例等）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	高齢者及び勤労世代や子育て世代の希望を実現するために、同居・近居を目的として居住用財産を譲渡したり買換え等を行う場合には、家庭の事情等により計画的に買換え等を行うことが難しく、現行の特例を受けることができないために、同居・近居の実現の支障となることがある。このため、上述の税制上の措置を講ずることが必要である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成21年度及び25年度改正において同内容の要望を行った。